

新体制でのリハビリ提供となりました

2024年10月より、これまでの回復期リハビリ病棟が療養型病棟に変わり、一般病棟・地域包括ケア病棟・療養型病棟および外来・訪問でのリハビリ提供となりました。リハビリ専門職については以前同様、理学療法士と作業療法士、言語聴覚士の3職種体制となっています。

療養型病棟でのリハビリ

療養型病棟では単に拘縮を予防するためのリハビリではなく、「ベッドから離れ車椅子に乗車できる」「移動手段を獲得できる」「排泄が少しでもご自身でできる」「安楽な呼吸ができる」「食事が取れる」「コミュニケーションが図れる」など目標を立ててリハビリを行い、可能であれば在宅や施設への退院を多職種で連携して支援していきます。

一般病棟や地域包括ケア病棟でのリハビリ

これまで通り、病気や怪我が発生した直後の急性期の患者さんを受け入れ、発症早期からリハビリを行うことで、病前に近い機能回復を目指し、寝たきりなどの生活不活発病を予防します。また、病状が安定した患者さんに対しては、自宅などへの退院に向けた支援を行い、歩く練習やトイレでの排泄練習などの他、必要に応じてご家族へ介助方法の指導や住宅改修等のアドバイスも行います。

これからも地域の皆さまへ、住み慣れた地域で安心して生活できるようリハビリを提供して参ります。今後とも、どうぞよろしくお祈りします。

リハビリテーション科 竹内

オレンジカフェ☆さくら (毎月1回木曜日開催)

認知症の方やそのご家族、地域の方の交流の場です。健康な生活のためのミニ講座や頭と体の健康体操を行っていますので、ぜひ、ご参加ください。

時 2月6日(木)、3月6日(木) 午前10時～11時30分

所 役場2階桜ホール

¥ 100円(お茶・お菓子代)

問 三春病院 総合相談課 ☎ 0247-73-8180

※当日参加も受付けています。

※医療・介護・福祉に関するご相談は専門スタッフが対応します。
※感染症拡大に伴い中止になることがあります。

内 健康講座

2月「笑い」がもたらす効果

3月 認知症の方との生活

おしえて!

マイナ保険証! シリーズ ⑦



国民健康保険税を滞納するとどうなるの?



令和6年12月2日以降、従来の短期被保険者証(短期証)や被保険者資格確認書(資格者証)は廃止されました。国民健康保険税を、納期限から1年を超えて滞納がある場合、医療費が10割負担となります。かかった分の医療費は特別療養費の申請をしていただき、審査の上、後日7割(8割)相当分を給付することになります。

※町では令和7年8月より、上記の運用を開始する予定です。国民健康保険税の納め忘れに注意しましょう。



問 マイナンバーカード制度全体に関する問合せ マイナンバーカード総合フリーダイヤル

0120-95-0178

町国民健康保険や後期高齢者医療の保険証について

住民課 国保年金グループ ☎0247-62-2147

国民健康保険税の納付について

税務会計課 収納グループ ☎0247-62-2136



やってみよう! 手話



動画を見ながら、気になった手話をまねしてみよう。

町 HP から動画をチェックしてみましょう。

【手話サービスをご利用ください】

手話通訳が可能なタブレット端末を配置しています。

インターネットを介して手話通訳者とともにお話を伺います。

利用可能時間/平日9:00～17:00

